



Coworking space Canvas

コワーキングスペース キャンバス 会員規約

特定非営利活動法人 YCC(以下、「YCC」という)は、横浜市中区本町 6-50-1 に所在する「YCC ヨコハマ創造都市センター」(以下、「本建物」という)内の2階に設置されている「Coworking space Canvas (コワーキングスペース キャンバス)」(以下、「本施設」という)を一時使用する権利を有する会員(以下、「会員」という)から構成される「コワーキングスペース キャンバス 会員制組織(以下、「会員組織」という)」への入会に関し、次の通り、会員規約(以下、「本規約」という)を制定します。なお、YCC は、入会希望者との入会契約(以下、「入会契約」という)の締結をもって、入会希望者の会員組織の入会を認め、本施設の会員とすることができます。

「本施設」の表示

本施設の名称:	Coworking space Canvas 「コワーキングスペース キャンバス」
本建物の所有者:	横浜市役所
本施設の賃貸者:	横浜市役所
本施設の運営者:	特定非営利活動法人 YCC
所在地:	横浜市中区本町 6-50-1 YCC ヨコハマ創造都市センター 2階の一部区画

第 1 条 目的、使用許諾、契約種別

1. YCC は、会員に対し、第 3 条で定める対象スペースの使用を認め、その使用にあたって、会員は本規約で定めるところを遵守するものとします。但し、会員は 18 歳以上でないと入会できません。
2. 会員には次の2つのタイプの契約種別(以下、「契約種別」という)があります。
 - ① プライベートブース会員
 - ② プロジェクトルーム会員

第 2 条 休業日と営業時間、平日について

1. 本施設の休業日は年末年始です。但し、YCC の判断により本施設の維持管理上必要な場合などは、休業する場合があります。予めご承諾下さい。
2. 本施設の営業時間(以下、「営業時間」という)は以下の通りです。

平日:	午前 9 時～午後 10 時
土日祝:	午前 10 時～午後 10 時
3. 本規約において平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。

第 3 条 使用範囲および使用形態

1. YCC は、会員に対し、以下に規定される会員種別に応じた本施設内の対象スペース(以下、「対象スペース」という)をオフィスの機能として、また本施設の共用部および本施設に付帯する設備を、本規約および YCC の指示に則り、第2条2項に定められた営業時間の範囲において使用することを許可

します。

「対象スペース」の規定

プライベートブース会員

- 使用範囲 プライベートブース席（全 10 席のうち指定された1席）

プロジェクトルーム会員

- 使用範囲 Room A（7.146 m²／3 席／最大利用可能人数 4 名）
- 使用範囲 Room B（11.089 m²／4 席／最大利用可能人数 6 名）
- 使用範囲 Room C（12.206 m²／4 席／最大利用可能人数 6 名）
- 使用範囲 Room D（5.056 m²／2 席／最大利用可能人数 3 名）

2. 会員の契約種別が、プロジェクトルーム会員の場合、入会時に YCC が定める所定の書式にて、YCC に事前に届け出ることを前提に、会員の構成員（以下、「構成員」という）に対しても、前項に記載される本施設の使用範囲を使用することを許可します。なお、会員に対し、YCC が使用を許可する会員および構成員の合計最大人数は、前項に記載される最大利用可能人数とします。
3. 会員は対象スペースを原状のまま使用しなければなりません。ただし、持ち込んだ椅子への差し替えは可能とします。他にも移動・変更したい場合はご相談いただくようお願いします。
4. 会員は、YCC が、本建物所有者が所有する本建物の一部を、賃貸借によって運営していることを理解し、本施設及び本建物共用部の使用に当たっては、本条 1 項に加えて、本建物所有者が定める本建物に関する規則等（以下、「本建物所有者規約」という）に定める内容を遵守するものとし、YCC 並びに本建物所有者もしくは YCC もしくは本建物所有者が指名する管理組織からの指示があった場合は、これに従い使用するものとします。
5. 会員は別途、有償サービスとして、「ロッカー」を会員に入会している期間のみ契約できます。ロッカーには、メールボックスが付属し、会員宛への郵便物を YCC が仕分けし、投函します。郵送物の受け取りはロッカー契約者のみとし、代引きなどの支払いが生じるものは不可とします。ただし、入居時などの荷物はロッカー契約に限らず、YCC スタッフに相談できるものとします。契約期間は会員の入会契約に準じ、1 ヶ月単位での契約になります。料金は月額 ¥3,000 (税抜) となります。

第 4 条 契約期間

1. 契約した月の契約期間は契約日よりその月の末日および翌月 1 日より末日までとし、以降、次月よりは、翌月 1 日より末日までの 1 ヶ月間が契約期間となります。
2. 会員契約の更新をしない場合（即ち退会を希望する場合）には、退会希望月の 10 日までに、YCC が定める所定の書式にて退会届（以下、「退会届」という）を記名捺印の上、YCC に提出し、会員契約を更新しない旨を YCC に通知しなければなりません。従って退会日は、退会希望月の末日となります。

退会届の提出がない場合、本規約に基づく入会契約は更に1ヶ月間、自動的に更新されるものとし、その後も同様となります。

3. 会員が第1条2項に規定されている契約種別の変更を望むときなど、会員がいかなる契約内容の変更を望むときでも、基本的には本条2項の取り決めが適応されます。従いまして変更希望月の10日までにYCCに通知をお願いします。
4. YCCと本建物賃貸者が結ぶ本施設に関する賃貸借契約(以下、「賃貸借契約」という)が終了又は解除されることがわかった場合に限っては、本条の取り決めに関係なく、賃貸借契約終了日または賃貸借契約解除日をもって、本条の契約期間が終了することに予め同意願います。本項に該当する場合、契約期間が当該月の満日数に満たなかった場合、その不足日数分の会費を日割計算にてYCCは会員に返金します。

第5条 本施設の使用に関すること

1. 本規約における使用とは、対象スペースの使用を許可し、本施設内の設備等の使用を認めることであって、本施設又は対象スペースの排他的な占有権限を与えるものではありません。従いまして、YCCと会員は、本規約及び会員への入会が、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用を受けず、かつ、賃借権が発生しないことを予め同意したものとします。
2. 会員は本規約に基づいて、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可等を受けることができません。また、会員は、本規約に基づき、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を役所への届出等、公的な連絡先に定めたり届け出たりすることができません。また、会員は本項に関し、YCC、本建物所有者、本建物賃貸者に対し、何ら要求することができないことに同意したものとします。
3. 会員は、対象スペースを利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行う事ができるものとします。YCCは、本施設内の家具配置、什器等を会員への通知なく、変更できるものとします。
4. 会員は、修繕すべき箇所を発見したときは、速やかにYCCにお知らせ下さい。
5. 食事に関しては、対象スペース内及び共有スペース内で摂ることが可能ですが、他人の迷惑になる可能性のある食事(ニオイが強い食品など)は禁止となっております。
6. ゴミ処理に関し、会員は、本施設内に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄することをお願いします。

第6条 善管注意義務、訪問者、並びに私物の管理

1. 会員は、本規約並びに本建物所有者規約の内容を遵守し、本施設、対象スペース、本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用するものとします。
2. 会員は、会員の構成員に対しても、本規約並びに本建物所有者規約の内容を遵守させるものとし、本施設を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用させるものとします。
3. 会員もしくは構成員以外の第三者を本施設内に立ち入らせることを原則禁止とします。ただし、会員が同伴することを前提に、会員以外の会社関係者、お知り合いなどのキャンバス内への立ち入りおよび



び見学を可能とします。打ち合わせ等を行う場合は原則、カフェもしくは会議室をご利用ください。

4. 会員は、私物は放置せず、その管理を自己責任で行わなければなりません。万が一、会員の私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じても YCC は一切その責任を負うことはできません。予めご了承下さい。

第 7 条 初期登録料

1. 会員は、契約種別に関係なく、入会時に初期登録料 ¥10,000 (税抜) を支払うものとします。この初期登録料は初期入会手数料として生じる費用であり、預託金の性質はなく、会員の退会時に返金、清算等を行われません。
2. 会員が、契約種別を変更する場合においても、前項に記載される初期登録料がかかります。
3. 本条に規定の初期登録料の支払い方法は第 8 条 7 項に定めがあります。

第 8 条 会費

1. 会員は、本施設および対象スペース使用の対価として、毎月、会費を前納でお支払いいただきます。会費は、会員の契約種別に応じ、下記の価格となります。

契約種別	席・室名	月額税抜き会費 (カッコ内税込額)
プライベートブース会員	プライベートブース席	月額 22,000 円 (税込 23,760 円)
プロジェクトルーム会員	Room A	月額 55,000 円 (税込 59,400 円)
	Room B	月額 85,000 円 (税込 91,800 円)
	Room C	月額 95,000 円 (税込 102,600 円)
	Room D	月額 40,000 円 (税込 43,200 円)

2. 初回 1 ヶ月分の会費は、月会費を 30 で除した金額に入会日の属する月の実日数を乗じた金額 (1 円未満四捨五入) となります。
3. 会費は以下の項目を含むものとします。
 - ① 本施設内及び本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
 - ② 本施設内及び本建物共用部の清掃および衛生、環境維持費用
 - ③ 本施設内の複合機・LAN 等の設備維持費
 - ④ その他本施設及び本建物共用部の施設および設備の維持管理費用
4. YCC は、維持管理費等の増減により会費が不相当となったと判断したときや消費税率が変更されたときなどは、会員への事前通知の上、会費を改定することがあります。
5. 会費の支払い方法は、お振込もしくは、会員が指定する金融機関の口座 (以下、「会員口座」という) からの自動引落としとなります。お振込を希望される場合、振込に係る手数料は会員の負担とします。自動引き落としを希望される場合は、会員は会員口座を登録しなければなりません。その登録は入



ヨコハマ創造都市センター

Coworking space Canvas

会契約書の記入欄に記入すると共に、別途、金融機関指定の用紙に記入並びに会員口座に登録されている印鑑の捺印を行なわなければなりません。また支払の時期は毎月翌月分を当月 27 日までに支払う(引き落としが実施される)前納制とし、当月 27 日が土日祝祭日等、金融機関の休業日に該当する場合は、その 1 営業日後に支払う(引き落としが実施される)こととなります。なお、月の途中で退会することはできません。また、一旦支払った会費は返却されません。

6. 前項にかかわらず、第 4 条 2 項に基づき、退会届を、契約満了日の属する月の前の月の 10 日までに提出し、YCC がそれを承認した場合には、会員が申し入れた日が属する月の翌月末日までの使用料を支払うことにより会員は中途退会することができます。
7. 初期登録料ならびに入会月の会費、入会月翌月の会費に関しては本条 5 項の引き落としが金融機関の手続きの都合で間に合いませんので、入会契約締結と同時に、以下の YCC 指定口座へのお振込みにて支払い手続きをお願いします。なお、振込に係る手数料は会員の負担とします。また、何らかの理由で本条 5 項の引き落としが出来なかった場合には、お振込みにてお支払い頂くこととなり、その場合の振込に係る手数料は会員の負担とします。

<指定口座>

みずほ銀行 横浜支店(357) 普通預金 2922560
特定非営利活動法人 YCC (トクヒ)YCC)

8. YCC は会費の領収について、領収書を発行しません。

第 9 条 費用負担

1. 次に掲げる費用に関しては、会員は自己の負担と責任において支払う必要があります。
 - ① 会員が故意又は過失により、本建物、本施設、対象スペース内に設置された什器等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な修理・交換等にかかる費用。ただし、YCC が経年劣化により交換が必要と判断した場合を除く。
 - ② 以下に記載される有償の付帯設備を利用したときの費用。

コピー(モノクロ)	¥5/枚(税込)
コピー(カラー)	¥40/枚(税込)
FAX	¥40/枚(税込)
2. 前項に掲げる費用は、事項が発生した該当月の翌月 27 日に YCC よりご請求させていただきますので、自動引き落としもしくはお振込にてお支払ください。それが不可能である場合、YCC と会員は誠実に相互合意の上、その支払時期と方法を合意することとします。この支払に伴い、手数料等が発生した場合は会員の負担となります。

第 10 条 修繕の分担

1. YCC 並びに本建物所有者が実施する修繕は次に掲げるものなどがあります。
 - ① 本施設及び本建物共用部の躯体及び付属施設の維持保全に必要な修繕
 - ② 電気・水道等のインフラ設備に関する修繕

- ③ 本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕
 - ④ 本施設及び本建物共用部の修繕
2. 第1項の規定に基づきYCC又は本建物所有者が修繕を行う場合は、YCCは、あらかじめ、その旨を会員に通知します。この場合において、当該修繕の実施を拒否できません。
 3. YCC及び本建物所有者が本施設及び本建物共用部(付帯設備を含む)の修理、改修又は増築のため、本施設、対象スペース、本建物共用部の全体若しくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、会員に対し、対象スペース又は本施設の全体若しくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、当該使用中止を拒否できません。
 4. 会員は故意又は過失により、本施設内、対象スペース内、本建物共用部に破損箇所を生じたときは、YCCに直ちに届け出て確認を得てください。その届出が遅れたため生じた損害は、その賠償責任を会員が負わなければならない場合が生じます。

第11条 会員カード・コピー機カードの発行

1. YCCは、会員に対し、会員が対象スペース使用のために本施設への出入りに必要な会員カードを入会時に有償にて発行します。会員カードの発行は必須であり、発行手数料として、初期登録料とは別に¥3,000(税抜)をお支払いいただきます。
2. YCCは、会員に対し、本施設に設置されたコピー・ファックス複合機の利用に必要なコピー機カードを入会時に有償にて発行します。コピー機カードの発行は必須であり、発行手数料として、初期登録料とは別に¥500(税抜)をお支払いいただきます。なお、YCCは、このコピー機カードにより、第9条1項に記載される会員のコピー・ファックス複合機の利用料金を算出します。
3. 会員の契約種別が、プロジェクトルーム会員の場合、構成員のための会員カードを前項に記載される会員カード発行手数料にて、追加発行することが可能です。ただし、発行できる会員カードの枚数は、第3条1項に記載される最大利用可能人数と同じとします。
4. 会員は、発行された会員カードを複製したり、第三者に譲渡したり、転貸してはなりません。
5. 会員は、発行された会員カードに紛失・破損・盗難が発生した場合には、直ちにYCCに届け出るものとします。この届出を怠り、YCCに損害が生じた場合は、その賠償責任を会員が負うものとします。また、カードを再発行する場合、本条1項に記載される会員カードの発行手数料がかかります。
6. 会員および構成員は、解約時には会員カードを返却しなければなりません。なお、会員カードの返却に伴うカード発行手数料の返金は致しません。

第12条 付帯設備について

1. 本建物1階に会員および構成員が利用できる会議室を、1ヶ月に10時間までご利用いただけます。会員以外の外部の方との打ち合わせや電話による通話などで会議室をお使いください。予約方法、利用方法などはYCCの定める会議室利用ルールに従うようお願いいたします。
2. 給湯室内の設備は会員全員がお使いいただけます。詳しい使い方は給湯室内に置いている説明書をご確認ください。

3. YCC は付帯設備の使用により生じたいかなる損害やトラブルの責任は負いません。使い方には十分お気をつけください。

第 13 条 イベントとコミュニケーション

1. 会員は、本建物内において、YCC もしくは本建物の利用者が主催する施設利用・セミナー・パーティー・イベント等（以下、「イベント等」という）が行われることを予めご承諾下さい。なお、イベント等は、原則として本建物地下1階のスペース、1 階のカフェオムニバスおよびギャラリー、もしくは 3 階イベントスペースの全部もしくは一部を利用して開催されます。
2. YCC はイベント等の開催状況の共有をできる限り早期に会員へ告知するものとします。
3. 会員は、自らイベント等の本施設での実施を希望する場合、当該イベント等の内容詳細を YCC と事前に相談し、そのイベント等が本施設の主旨に合致すると YCC が認める場合は、本建物の一部を、有償もしくは無償にて利用することができます。実際の利用に際しては、YCC が別途定める施設利用規則等に則した利用を行なっていただきます。YCC も本項に規定されたイベントの開催には、可能な限り協力を行ないます。
4. 本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、会員は、本条に規定のイベント等において、YCC が協力を求める場合、当該イベント等について、可能な範囲で協力を頂くようお願いいたします。
5. 会員は、本施設が、会員間におけるコラボレーションを誘発し、コラボレーション型のクリエイティブ業務や制作ならびに研究を推進するためのコワーキングスペースであることを充分理解し、本施設の発展に寄与して頂く事をお願い申し上げます。そのため、会員相互において、できる限り協力しあうこととします。

第 14 条 事業への協力

1. 会員は、YCC が本建物を用いて行う飲食事業、レンタルスペース事業、前条に記載されるイベント等を円滑に行うため、会員に協力を求める場合、協力頂くようお願いいたします。なお、レンタル等の利用状況によって、指定の時間帯、キャンパスへの出入りを階段ではなくエレベーターをご利用いただく場合もあります。
2. 第 13 に記載される本施設の目的に加え、本施設では、未来に向けたワークスペースのあり方を YCC が指定する企業とともに検証する目的も有しています。この目的に伴い、ワークスペースの使われ方に関するデータ収集や写真撮影等を行う場合がありますが、会員はこのことを承諾し、これに協力するものとします。なお、YCC および YCC が指定する企業は、収集したデータや写真は、個人情報保護法に則り、扱うものとし、YCC および YCC が指定する企業以外の第三者に漏洩しないものとします。

第 15 条 権利義務の譲渡等の禁止

会員は、本規約により生じる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部又は一部を、第三者に譲

渡し又は担保の用に供してはなりません。

第 16 条 禁止又は制限される行為

1. 会員は、対象スペース内の設置物の移動等は行わないで下さい。但し、契約種別がプロジェクトルーム会員の場合のプロジェクトルーム内の家具配置変更、および YCC より移動が認められる家具などの説明があった什器・備品等の設置物の移動は除きます。
2. 会員は、本建物並びに本施設内(本建物共用部を含む、以下同様)において次の各号に該当する行為並びに本施設若しくは他の会員に損害や迷惑を及ぼす行為等を行なってはなりません。
 - 1) 禁止箇所への立ち入り
 - 2) 乗用エレベーターの使用 (ただし第 14 条 1 項及び YCC の許可した場合を除く)
 - 3) 本建物敷地内および隣接公道への駐車(一時駐車含む)
 - 4) 下駄・スパイク等での立ち入り
 - 5) 宿泊並び寝位での仮眠
 - 6) 指定場所以外での炊事
 - 7) 本建物内での喫煙(本建物内及び外周は全面禁煙)
 - 8) 本施設内での飲酒(1 階 カフェ オムニバスでの飲酒は可)
 - 9) 他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を発し他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
 - 10) 通路等および階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと
 - 11) 動物や生物(昆虫、爬虫類含む)の飼育や持込み(YCC の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く)
 - 12) 通路や階段、廊下、外壁等許可されていない場所に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと
 - 13) 本建物内および本施設内にて無断で物販等の営業活動をする(但し、YCC の指定する箇所にて、YCC による事前の書面による承諾がある場合を除く)
 - 14) 宗教活動、政治活動等をする
 - 15) 火気等の使用もしくは火気を持ち込みすること(本建物内及び外周は火気厳禁)
 - 16) 違法行為若しくは公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者並びに YCC が不適切と判断する行為を行うこと
 - 17) 本施設内の照明および空調操作盤等を YCC の許可なく操作すること
 - 18) 本建物内および本施設内の火災報知機、消火器、防火扉、スプリンクラー、排煙窓等の防災設備を遮るように物品を置くこと、貼り紙・看板等を設置することなど、本建物および本施設の防災設備を機能させなくする行為
 - 19) 銃砲、刀剣類または爆発物、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
 - 20) 排水管等の上下水道設備を腐食、破損させる恐れのある液体を流すこと

- 21) 本建物および本施設の利用者もしくは来館者の個人が特定される情報、写真等をウェブサイトや SNS などに投稿すること
- 22) その他、YCC が禁止した行為を行うこと

第 17 条 保守点検等

1. YCC または YCC の指定する者は、管理上必要あるときは、対象スペースに立ち入り点検し、適宜必要な措置を講ずることができるものとします。
2. 第 1 項の規定に基づく立ち入りの際、会員は、YCC の措置に協力し、正当な理由がある場合を除き、第 1 項の規定に基づく立ち入りを拒否することができません。
3. 会員は、本建物所有者が、電気設備を、電気事業法に基づく法定点検を行なうことにより、年に 1 回から数回の停電作業が発生する可能性があることを予め了承し、本項に該当した停電に際し、本建物所有者並びに YCC に対し、なんら要求することは出来ません。

第 18 条 届出事項

1. 会員は、次に掲げる事項を入会に際し、YCC に開示し、入会申込書に記入頂きます。また、同内容に変更があった場合は、変更があった日より 10 日以内に文書により YCC に通知をお願いします。
 - ① 会員の身分証明書記載内容(公的な身分証明による)
 - ② 会員の氏名、現住所、屋号、電話番号、メールアドレス等
 - ③ 入会申込書の記載項目
 - ④ 第 8 条 5 項に規定の金融機関指定の口座引き落としに関する用紙に記載の内容並びに同口座の届出印鑑
2. 会員が、対象スペースを 30 日以上使用しない場合は、その期間を YCC に文書にて通知をお願いします。
3. 本条 1 項及び第 2 項の通知を会員が怠ったため、YCC からなされるべき通知または送付されるべき書類等が延着、または到着しなかった場合が発生しても、延着なく到着したものとみなすと共に、万が一、会員に何らかの被害や損害があった場合でも、YCC はその賠償責任を負うことはできません。

第 19 条 遅延損害金

会員が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときで、YCC の督促に対しての支払も行なわれず、遅延が 30 日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年 14.6% の割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする)で計算した(1 円未満を除く)遅延損害金を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、YCC の契約解除権の行使を免れるものではありません。

第 20 条 損害賠償

1. 会員又は会員の構成員が故意又は過失により、本建物所有者、YCC、又は他の会員、もしくはその

他の第三者に損害を与えた場合は、会員は、YCC に対して直ちにその旨を通知する責任があります。また、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない場合があります。特に YCC 以外に対する損害の賠償が発生した場合は、会員は誠実に対処し、自ら責任を持って解決することを誓約します。

2. YCC が本規約に定める義務を怠り会員に損害が生じ、YCC にその損害を賠償する責が認められた場合、YCC の賠償額は、当該月における第 8 条に定める会費を上限とします。

第 21 条 免責事項・災害時対応

1. 次に掲げる事由により会員が被った損害について、YCC は、その責を負いません。
 - ① 地震、水害、火山の噴火等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他 YCC の責めに帰すことのできない事由。
 - ② 会員が他の会員やその他の第三者により被った損害。
 - ③ 建物および本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。
2. 横浜市が定める横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例(条例は自治体のウェブサイト等参照のこと)に則り、本建物においては、地震等の自然災害発生時には会員、本建物利用者、来館者、本建物従業員等の安全確保を最優先とした措置を実施するものとし、会員は YCC の指示に従い、これにできる限り協力するものとし、
3. 本建物の一部は、災害時には一時避難スペースとして公に開放することがあります。その場合、会員は本施設の利用を速やかに中断し、YCC に協力するものとし、

第 22 条 不可抗力による契約の消滅

第 20 条 1 項第 1 号記載の天変地異その他の YCC 及び会員の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、本契約は終了します。これにより YCC 又は会員の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとし、

第 23 条 暴力団等排除

1. 横浜市が定める暴力団排除条例(条例は横浜市のウェブサイト等参照のこと)に則り、会員は、会員および構成員のなかに暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する人物がいないことを保証するものとし、
 2. 会員のなかに暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する人物がいた場合、運営者はただちに、会員資格の取消、本施設利用の中止、本施設からの退去指示を行えるものとし、
- なお、この場合、会員もしくは構成員が受けた、いかなる損害に対しても、運営者は一切責任を負わないものとし、会費の返金に応じることはできません。

第 24 条 契約の解除

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、YCC は、会員に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちに会員契約を解除されます。
 - ① 入会時の申告事項に不正があったとき。
 - ② 入会契約を継続しがたいと判断できる行為があり、YCC が会員に対し行為を改めるように催告したにもかかわらず、15 日以上の期日をおいて是正しないとき。
 - ③ 会費の支払いを、1 ヶ月分を超えて怠ったとき。
 - ④ 他の会員等、本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき。
 - ⑤ 対象スペースをYCCの承認なくして30日以上使用しないとき。ただし、事前にYCCに通知をし、YCC が承認した場合を除きます。
 - ⑥ 本施設および対象スペースを故意又は重大な過失により毀損したとき。
 - ⑦ 本規約に違反したとき。違法行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - ⑧ 会員に著しく信用を失墜する事実があったとき。
 - ⑨ 会員が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員又はこれらの支配下にあるものとの関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあると YCC が判断したとき。
 - ⑩ 個人破産を含む、銀行取引停止処分を受けたとき。
 - ⑪ その他、YCC が本規約に基づく入会契約を解除すべきと判断したとき。
2. 前項により本規約に基づく入会契約が解除された場合において、YCC 又は本建物所有者に損害が及んだ場合、会員はその損害賠償の責任を免れません。

第 25 条 秘密情報

1. 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全ておよび、会員の契約期間中に、会員が知り得た YCC 又は他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した融合によるイノベーションを目的としております。その関係上、本施設は不特定多数が利用する施設であり、会員に限らず、第三者との間で絶えず会話や情報交換が成されます。それゆえ、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、YCC は一切その責任を負いません。
3. 入会に際し、会員より開示を受けた個人情報(個人情報保護法 2 条に定める個人情報をいう。以下同じ。)について、YCC は、YCC が定める個人情報保護方針に則り、厳重に管理する義務を負います。
4. 本条の規定にかかわらず、次の各号に該当することを会員が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - ① 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後会員の責によらずして公知となった情報。
 - ② 会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

- ③ 開示の時点ですでに会員が保有している情報。
- ④ 会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
- ⑤ YCC が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

第 26 条 守秘義務

1. 契約期間中に会員が、他の会員の、第 23 条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可無くソーシャルネットワークサービス(SNS)や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し又は漏洩、公開若しくは利用してはなりません。もし会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、YCC はその責任を負いません。
2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より YCC の秘密情報の開示を要求された場合、直ちに YCC に通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、会員は、当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、YCC に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
3. 会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行なってはなりません。

第 27 条 雑則

1. 会員は、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民・入居者、本建物内に同居する事業者・店舗等、並びに本施設利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払わなければなりません。また、会員間でのトラブルの未然防止のため、対象スペースおよび本施設内においても他会員への十分な配慮を行わなければなりません。
2. 会員は、本施設が利用者相互の協力の場であることを認識し、対象フロアの内外を問わず周辺の美化並びに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮することとします。

第 28 条 規約の改定

本規約は YCC の都合により、内容が変更されることがあります。なお、変更の際には、YCC から会員への通知等を行います。変更に伴う責任を YCC は一切負わないものとします。

第 29 条 優先適用

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されることとします。

第 30 条 合意管轄

YCC 及び会員は、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。



Coworking space
Canvas

第 31 条 規定外事項

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、YCC 及び会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

以上、会員は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、本施設が円滑に運営を行えるように YCC 並びに会員相互と協力し合うものと致します。

2015 年 6 月 30 日制定

2015 年 7 月 20 日改訂

2016 年 1 月 5 日改訂

2016 年 5 月 9 日改訂

YCC ヨコハマ創造都市センター
特定非営利活動法人 YCC



YCC ヨコハマ創造都市センター 個人情報保護方針

特定非営利活動法人 YCCが運営する YCC ヨコハマ創造都市センター(以下、本施設)は、利用者の個人情報を適正に保護することを重視し、個人情報保護方針(以下、本方針)に基づき個人情報の保護に努めてまいります。

個人情報の定義

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報を指します。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、特定の個人を識別できるものも含まれます。

個人情報管理体制について

取得した個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、利用者の個人情報の漏洩、紛失、毀損または利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。また、保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、本方針の内容を適宜見直し、改善していきます。

個人情報の利用目的及び削除・訂正について

個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって、あらかじめ利用目的を通知又は公表したうえで、原則として本人よりその情報を取得します。利用者ご自身の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去を申し出られた場合は法律の既定に基づき、速やかに対応いたします。

個人情報の利用について

本施設は、取得等の際に示した利用目的の範囲内で、かつ業務の遂行上必要な限度内で、当該利用者の権利・利益を損なうことのないように努め、取得した個人情報を利用します。

個人情報の第三者提供について

ご提供いただいた個人情報は、本人より同意をいただいた場合および法令の定め等の正当な理由がある場合を除き、第三者へは提供いたしません。ただし第三者等に不利益を及ぼすと本施設が判断した場合、当該第三者や裁判所、警察、消費者センターまたはこれらに準じた権限を持った機関から合法的な

要請がある場合は、これに応じて情報を開示いたします。また、第三者に個人情報の処理業務を委託する際は、個人情報の漏洩や再提供等を行わないよう、契約により個人情報の安全管理を義務づけ、厳正な管理のもと行います。

アクセスログについて

YCC ヨコハマ創造都市センターWEBサイト(以下、当サイト)では、利用者の情報をアクセスログという形で記録しています。アクセスログは、利用者のドメイン名やIPアドレス、使用しているブラウザの種類、アクセス日時などが含まれますが、アクセスログはウェブサイトの保守管理や利用状況に関する統計分析のために活用され、それ以外の目的で利用されることはありません。

クッキーについて

当サイトでは、一部のコンテンツについて、情報の収集にクッキーを使用しています。クッキーは、利用者がサイトを訪れた際に、その利用者のコンピュータ内に記録されます。ただし、記録される情報には、利用者氏名やメールアドレスなど、個人を特定するものは一切含まれません。また、当サイトでは、利用者の皆様がどのようなサービスに興味をお持ちなのかを分析したり、ウェブ上での効果的な広告の配信のためにクッキーを利用させていただく場合があります。当サイト内でのクッキーの受け入れ／拒否は、ブラウザの設定を変更することにより、選択することができます。利用者がクッキーの受け入れを拒否した場合、利用は特定のページにおいては一定の機能制限を受けることがあります。

当サイト以外のウェブサイトへのリンクについて

本施設は、当サイトよりリンクを設定している他のウェブサイト(事業者または個人)における利用者の個人情報等の保護について責任を負うものではありません。リンク先ウェブサイトにて行われる個人情報の収集に関しては、リンク先ウェブサイトの個人情報取扱内容を必ずご参照ください。

個人情報保護方針の更新について

本方針の内容は予告なく変更される場合があります、最新の個人情報保護方針を当ウェブサイトに掲載します。変更後のプライバシーポリシーは、本サイトに掲載したときから効力を生じるものとします。

お問合せ

本方針についてのご意見、ご質問がございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

電話： 045-307-5305

メール： info@yokohamacc.org



Coworking space
Canvas

2015年4月1日制定

個人情報管理責任者

YCC ヨコハマ創造都市センター

特定非営利活動法人YCC

館長・代表理事 長田 哲征